日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 11. 14

No.13-028

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

カンパ協力
より一層のお願い

原告団より年末カンパの要請

皆様の参加により、これまでに 600 万円を超すカンパが「有志の会」に集まり、内 550 万円を原告団に寄贈しております。
皆様のご協力に改めて感謝致します。

原告団は、東京高等裁判所での最終弁論（結審予定）（客室乗務員は 12 月 24 日、乗員は 12 月 26 日）に向け取り組みを強化しつつ、日本中を飛び回り支援を訴えています。

「有志の会」へも取り組みの報告とともに年末カンパの要請が届きました。
「有志の会」としては年末までには原告団へ第 8 回目のカンパを贈呈することを予定しております。

会員及び支援者の皆様のより一層のご協力をお願い致します。

以下に要請文書を紹介致します。

――

各位

ＪＡＬ不当解雇撤回裁判原告団
乗員団長　山口　宏哉
客乗団長　内田　妙子

ＪＡＬ不当解雇撤回裁判闘争年末カンパに対するご協力のお願い

日頃よりＪＡＬ不当解雇撤回裁判闘争への御支援に対し深く御礼申し上げます。

さて、東京高等裁判所における審理は昨年 12 月から開始され、すでに四回の口頭弁論が終了しました。皆様のご支援により、9 月のパイロットの裁判では二人、客室乗務員の裁判では四人の証人尋問を行わせることができました。そして、結審は客室乗務員が 12 月 24 日（火）10 時半～11 時半、パイロット裁判が 12 月 26 日（木）午前中（詳細時間は調整中）で両裁判とも 101 号法廷で行われることが決まりました。今年度内に判決が出されるのではないかとも言われており、高裁において勝利判決を勝ち取るためには、早急にさらなる運動の拡大が重要となっています。原告は日本中を飛び回り支援を訴えていきますが、その為には闘争財政の確立が急務となっています。

原告団は、今までも「支える会」への入会への促進や物品販売を行いながら闘争財政を築いてきましたが、闘争の長期化に伴い財政の強化が一層重要となっています。

貴団体・労組におかれましても財政面で厳しい状況とは存じますが、ＪＡＬ不当解雇撤回闘争の勝利の為に、2013 年年末カンパへのご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2013 年 11 月

―――

リンク：原告団 HP「年末カンパのお願い」

「有志の会」カンパ振込先

・ゆうちょ銀行の場合
ゆうちょ銀行口座名：オービージョウインユウシノカイ
記号：10240　　番号：78724991

・他行からの振込
金融機関名：ゆうちょ銀行
店名：〇二八　　店番：028　　普通預金口座番号：7872499

今後の日程

12 月 24 日（火）

控訴審　客室乗務員 第 5 回最終弁論予定

東京高裁 101 号法廷

午前 10 時 30 分～

12 月 26 日（木）

控訴審　乗員第 5 回最終弁論予定

東京高裁 101 号法廷

午前中